

中途採用等支援助成金(UIJターンコース)計画書

移住者の雇入れ及び採用活動に係る計画について、本助成金制度の内容・支給要件(不支給要件)について確認をした上で以下のとおり提出いたします。

また、本計画書の記載内容について相違ありません。

令和 5年 10月 1日

労働局長 殿

都道府県労働局
受理印

1 申請者	(1) 事業主	フリガナ 株式会社 法人名 株式会社〇〇〇〇
		フリガナ 代表取締役 役職・代表者氏名 代表取締役 〇〇〇〇
		主たる事業所の所在(予定)地 〒 123 - 1234 電話番号 123 (123) 1234 〇〇県××市△△ 〇-〇-〇
	(2) 代理人・社会保険労務士 (申請者が代理人又は社会保険 労務士の場合のみ記入)	フリガナ 氏名 所在地 〒 - 電話番号 ()
2 移住者の雇 入れに係る事 業所	(1) 名称	株式会社〇〇〇〇
	(2) 所在地	〒 123 - 1234 電話番号 123 (123) 1234 〇〇県××市△△ 〇-〇-〇
	(3) 雇用保険適用事業所番号	1 2 3 4 - 1 2 3 4 5 6 - 1
	(4) 産業分類・小分類番号	081
	(5) 労働保険番号	1 2 1 1 2 1 2 3 4 5 6 1 2 3
	(6) マッチングサイトへの登録	<input type="checkbox"/> 登録している <input type="checkbox"/> 登録申請中である <input checked="" type="checkbox"/> その他(専門人材)
3 計画期間	(1) 始期	令和 5年 11月 1日
	(2) 終期	令和 6年 4月 30日
4 採用予定人数		1人 (採用予定:令和 6年 4月 1日)
5 採用活動 (実施する予定の採用活動の□に☑を記入)		<input checked="" type="checkbox"/> 募集・採用パンフレット等の作成・印刷
		<input checked="" type="checkbox"/> 自社ホームページ・自社PR動画の作成・改修
		<input checked="" type="checkbox"/> 就職説明会・面接会・出張面接等の実施
		<input checked="" type="checkbox"/> 外部専門家によるコンサルティングの実施
6 他の本助成金計画書の提出の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(計画期間:令和__年__月__日~令和__年__月__日)

※ 中小企業事業主としての助成率による算定を希望する場合

7 中小企業事 業主の該当性 (事業所単位で なく、法人単位 で記入)	(1) 主たる事業 (右欄のいずれかの□に☑を記入)	<input type="checkbox"/> 小売業(飲食店を含む。) <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input checked="" type="checkbox"/> その他(電気工業)
	(2) 資本の額又は出資の総額	10,000,000 円
	(3) 常時雇用する労働者の数	50 人

処理欄 (労働局記入欄)	計画書受理日				認定番号		
	令和 年 月 日				第 号		
	局長	部長	課長	課長補佐	担当官	係長	担当

中途採用等支援助成金（U I J ターンコース）計画書の記入について

この計画書の提出をもって本助成金が支給されるわけではありません。採用活動及び移住者の雇入れ後、支給申請書を提出し、助成金の支給要件を満たしていることの審査を経る必要があります。

1 申請者

- (1) 法人事業主の法人名、役職・代表者氏名、主たる事業所の所在地を記入して下さい。
- (2) 代理人が本計画書を提出する場合は、代理人の氏名、所在地を、社会保険労務士法施行規則第16条第2項又は第16条の2の規定に基づき社会保険労務士が本計画書を提出する場合は、「提出代行者」又は「事務代理者」と記載の上、社会保険労務士の氏名、所在地を記入して下さい。

2 移住者の雇入れに係る事業所

- (1) 本助成金の対象となる事業所の名称を記入して下さい。
- (2) 事業所の所在地を記入して下さい。
- (3) 事業所の雇用保険適用事業所番号を記入して下さい。
- (4) 事業所の主たる事業に該当する日本産業分類の小分類の番号を記入して下さい。
- (5) 事業所の労働保険番号を記入して下さい。
- (6) 本助成金は、都道府県がデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型））を活用して開設・運営する移住者向けのマッチングサイトに掲載され、移住支援金の対象として登録されている事業主（一部の事業主を除く（※））が支給対象となっているものです。当該登録の状況について、選択して記入して下さい。

（※）移住支援制度において「専門人材」又は「関係人口」に該当したことにより移住支援金を受給した者を雇い入れた事業主については、マッチングサイトへの掲載は必須の要件ではありません。

3 計画期間

- (1) 計画期間の始期は、この計画書を提出する日の翌日から3か月以内の範囲で設定して下さい。
- (2) 計画期間の終期は、計画期間の始期から6か月以上12か月以内の範囲で設定して下さい。

4 採用予定人数

上記3の計画期間中に採用を予定している移住者の数、採用予定日を記入して下さい。複数名の採用を行う予定の場合で、採用予定日がそれぞれ異なる場合は、最も早い採用予定日を記入して下さい。

5 採用活動

上記3の計画期間中に実施を予定している採用活動を選択して下さい。

6 他の本助成金計画書の提出の有無

「2 移住者の雇入れに係る事業所」欄の事業所における本計画書以外の本助成金の計画書の提出状況を選択して、記入して下さい。他に計画書を提出している場合は、当該他の計画の計画期間を記入して下さい。

7 中小企業事業主の該当性

中小企業事業主としての助成率による算定を希望する場合に限り、記載して下さい。中小企業事業主には、以下の表の「主たる事業」ごとに記載されているいずれか（※）の要件を満たせば該当します。該当性は、当該事業所を含む法人の支給申請日時点を基準として判断するので、「資本又は出資額」、「常時雇用する労働者数」は、支給申請日時点の予定を記入して下さい。

※ 医療法人等の資本金を有さない法人や個人事業主の場合は、「常時雇用する労働者」の要件を満たせば該当します。

主たる事業	資本金の額又は出資の総額	常時雇用する労働者
小売業（飲食店を含む。）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

本助成金は国の会計検査の対象となることがあります。そのため、支給決定後であっても必要な書類の提出を求め、実地調査を行う場合があります。なお、偽りその他不正行為により支給を受け、又は受けようとした場合、支給金額の全部又は一部を返還していただくとともに、以後5年間、雇用保険二事業の各種給付金を受けることができなくなります。また、偽りその他不正行為の内容如何によっては、刑事告発することもあります。